

# 土岐市文化祭2010

入場無料

## 第53回 土岐市美術展

### 幼少年の部

絵画・書道・立体

#### ■日時

10月29日(金)～31日(日)午前9時～午後5時

#### ■場所

セラトピア土岐・大ホール

### 一般の部

日本画・洋画・彫刻・陶芸・書道・硬筆書道・写真・商業美術・手工芸

#### ■日時

11月11日(木)～14日(日)午前9時～午後5時

※作品搬入日＝11月4日(木)午前10時～午後7時

#### ■場所

セラトピア土岐・大ホール ※搬入場所も同じ



## 第39回 土岐市民音楽祭



### 合唱・合奏・吹奏楽の部

#### ■日時

11月14日(日)正午開演

#### ■場所

文化プラザ・サンホール

### バンド・軽音楽の部

#### ■日時

11月21日(日)午後2時開演

#### ■場所

文化プラザ・ルナホール

問い合わせ 文化振興課 (内線555)

## 多治見年金事務所からの お知らせ

～大切に保管してください～

社会保険料  
(国民年金保険料)  
控除証明書が  
送付されます

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から11月中に送付されます。

9月30日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です(10月1日以降に、本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月ごろに同様の証明書が送付されます)。

平成22年中に国民年金保険料を納付した方全員に、この証明書が送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

■問い合わせ 日本年金機構 多治見年金事務所(☎220255)